（削る）　（削る）

（略）　（略）

（職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。	
名称	所在地
（略）	（略）
（削る）	（削る）

改正前	
2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。	
名称	所在地
（略）	（略）
株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

○国土交通省告示第千六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇一六三号	大田　晋作	福岡県	令和八年七月十三日	関門水先区
第三〇〇一六四号	笠原　慎	福井県	令和八年七月十三日	大阪湾水先区
第三〇〇一六五号	坂口　友章	熊本県	令和八年七月十三日	内海水先区

○中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
雲南市掛合町入間九五一番一地内	前	四一・〇〇～四二・六五メートル	〇〇・〇一二キロメートル	
	後	四一・〇〇～五七・九五メートル	〇〇・〇一二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

中国地方整備局長　山本　大志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市掛合町入間九五一番一地内	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月三十日

○中国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

中国地方整備局長　山本　大志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町国坂字東鶴泊二〇九七番から同町東園字大塚八三六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月三十日

○九州地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
唐津市厳木町牧瀬字成川内六七九番一から多久市北多久町大字多久原八九五番一まで	前　A	七・八〇～五二・四〇メートル	六・三六九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	二六・〇〇～一六九・五〇〇メートル	五・三九一キロメートル	
	後　A	七・八〇～五二・四〇メートル	六・三六九キロメートル	
	後　B	二六・〇〇～一六九・五〇〇メートル	五・三九一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所